

鳥取県告示第246号

平成16年鳥取県告示第488号(鳥取県港湾管理条例による制限区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>1号岸壁制限区域</u></p> <p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と次の②-1の地点を結んだ線、次の②-1の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>②-1の地点 ①の地点から357度11分3秒209.47メートルの地点</p> <p>③-1の地点 ②-1の地点から74度30分54秒41.93メートルの地点</p> <p>④-1の地点 ③-1の地点から185度17分15秒36.94メートルの地点</p> <p>⑤の地点 ④-1の地点から87度12分9秒46.28メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から271度57分38秒78.73メートルの地点</p> <p><u>3号岸壁制限区域</u></p> <p>1 水域</p> <p>①の地点と次の⑪の地点を結んだ直線、⑪の地点と次の⑫の地点を結んだ直線、⑫の地点と②の地点を結んだ直線及び②の地点と①の地点を結んだ直線により囲まれた区域</p> <p>⑪の地点 ①の地点から177度11分3秒130.00</p>	<p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と次の②-1の地点を結んだ線、次の②-1の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>②-1の地点 ①の地点から357度11分3秒209.47メートルの地点</p> <p>③-1の地点 ②-1の地点から74度30分54秒21.82メートルの地点</p> <p>④-1の地点 ③-1の地点から177度7分20秒32.15メートルの地点</p> <p>⑤の地点 ④-1の地点から87度12分9秒60.67メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から271度57分38秒78.73メートルの地点</p>

メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から267度11分3秒50.00

メートルの地点

2 陸域

①の地点と⑩の地点を結んだ直線、⑩の地点と⑨の地点を結んだ直線、⑨の地点と次の⑬の地点を結んだ直線、次の⑬の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑳の地点と①の地点を結んだ直線により囲まれた区域

⑬の地点 ⑨の地点から180度45分42秒8.13

メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から91度41分26秒5.96

メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から131度13分27秒16.25

メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から167度38分55秒60.20

メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から186度5分48秒12.77

メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から213度50分50秒14.51

メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から253度43分46秒115.20

メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から294度14分53秒3.36

メートルの地点